

部長及び参事官
殿
所 属 長

少 年 発 第 317 号
(県民)
平成27年12月28日
30年保存(口訓)
本 部 長

【沿革】平成28年3月25日少年発第100号改正
令和3年2月1日少年発第23号改正
令和4年3月29日少年発第145号改正
令和4年7月7日少年発第123号改正

被害少年カウンセリングアドバイザー制度運営要綱の制定について
(通達甲)

被害少年カウンセリングアドバイザー制度については、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度運営要綱の制定について(例規)」(平成10年6月3日高少発第169号ほか)に基づき運営しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「被害少年カウンセリングアドバイザー制度運営要綱」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようされたい。

なお、この通達甲の運用の開始の際、旧例規に基づき交付されている委嘱状は、この通達甲に基づき交付された委嘱状とみなすものとする。

別添

被害少年カウンセリングアドバイザー制度運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、被害少年カウンセリングアドバイザー制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

被害少年カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、少年課に置くものとする。

第3 委嘱

- 1 アドバイザーは、少年課長の推薦により、本部長が委嘱するものとする。
- 2 1の推薦に当たっては、次に掲げる要件を満たしている者を別記第1号様式の被害少年カウンセリングアドバイザー推薦書により推薦するものとする。
 - (1) 大学の研究者、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の職にある者で、臨床心理学、精神医学、カウンセリング等の継続的支援（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第36条第2項に規定する継続的な支援をいう。以下同じ。）に必要な専門的知識を有すること。
 - (2) 被害少年保護活動に理解を有し、かつ、人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- 3 本部長は、被推薦者がアドバイザーとして適当であると認めるときは、別記第2号様式の委嘱状を交付して委嘱するものとする。

第4 委嘱期間

- 1 アドバイザーの委嘱期間は、原則として2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 2 アドバイザーが委嘱期間満了前に解嘱され、又は辞任した場合において、後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

第5 任務

アドバイザーは、少年課長の要請により、次に掲げる任務を行うものとする。

- 1 継続的支援を必要とする被害少年（少年警察活動規則第2条第8号に掲げる少年をいう。以下同じ。）のケアに当たる職員へのスーパーバイズ
- 2 継続的支援を必要とする被害少年に対するカウンセリング及び心理テストの実施
- 3 その他特に専門的知識等を要すること

第6 対象

アドバイザーが担当する被害少年は、原則として、高知県内に居住する者とする。

第7 運用手続

- 1 少年課長は、アドバイザーによるカウンセリング等の必要性を認める被害少年を発見し、アドバイザーにカウンセリング等を要請するときは、原則として、当該被害少年及びその保護者から（当該被害少年が少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年（2において「特定少年」という。）の場合は、本人のみ）別記第3号様式の承諾書を徴するものとする。
- 2 署長は、アドバイザーによるカウンセリング等の必要性を認める被害少年を発見したときは、原則として、当該被害少年及びその保護者（当該被害少年が特定少年の場合は、本人のみ）から別記第3号様式の承諾書を徴した上、別記第4号様式の被害少年カウンセリング等依頼書により、少年課長にその依頼をするものとする。
- 3 少年課長は、1又は2に基づき、アドバイザーにカウンセリング等を要請するときは、別記第5号様式の被害少年カウンセリング等要請書により行うものとする。

第8 活動の記録及び報告

- 1 少年課長は、アドバイザーに被害少年のカウンセリング等を要請したときは、その内容を別記第6号様式の被害少年カウンセリング等要請簿に記録するものとする。
- 2 アドバイザーは、カウンセリング等の経過を別記第7号様式の被害少年カウンセリング等経過記録簿に記載し、少年課長に報告するものとする。
- 3 少年課長は、第7の2の署長の依頼に基づき、カウンセリング等をアドバイザーに要請したときは、その結果を別記第8号様式の被害少年カウンセリング等実施結果通知書により依頼元署長に通知するものとする。

第9 アドバイザーの遵守事項

アドバイザーは、任務遂行上知り得た事項を部外に漏らしてはならない。解嘱後も同様とする。ただし、被害少年又はその保護者の同意があり、かつ、少年課長の承諾を得た上で、被害少年の継続的支援のために必要と認められる専門機関等に提供する場合は除く。

第10 解嘱

本部長は、アドバイザーから解嘱の申出があったとき又はアドバイザーが次のいずれかに該当するときは、任期途中であっても少年課長の上申に基づいて、これを解嘱することができる。

1 心身の故障その他の理由によりアドバイザーとしての活動ができなくなつたとき。

2 アドバイザーとしてふさわしくない行為があつたとき。

第11 報償

アドバイザーには、報償費を支払うものとする。

第12 事務処理

アドバイザー制度の運営に関する事務は、少年課において行う。

第13 その他

アドバイザー委嘱の目的を達成するため、関係者は緊密に連携を取るとともに、保秘に努めること。

(別記様式省略)